

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会費徴収規程

(目的)

第1条 この規程は、定款8条で定める入会金及び会費（通常会費と特別会費）に関する基本事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別を問わず一律10,000円とする。

2 入会金の納入確認をもって、会員としての効力を発するものとする。

3 前二項の規定は、特別会員には適用しない。

(通常会費)

第3条 正会員の通常会費は、これを基本会費と職員数割会費、並びに地域活動会費に区分する。

2 賛助会員の通常会費は団体・法人会員、個人会員を問わず、基本会費と地域活動会費とし、職員数割会費は適用しない。

(基本会費)

第4条 正会員の基本会費は年額240,000円を賦課する。ただし、職員数が3名以下の会員については半額の120,000円とする。また、これは法人の一部門の場合は該当しない。

2 賛助会員の基本会費は、法人・団体賛助会員に対し年額180,000円、個人賛助会員に対し年額10,000円を賦課する。

(職員数割会費)

第5条 正会員の職員数割会費は、職員一人当たり年額2,500円を賦課する。ただし、職員数が10名未満の会員については適用しない。

2 前項の職員数割会費の算定に用いる職員数は、本協会に毎年度報告されたランドスケープコンサルタンツ業務に携わる技術職員数を基準とする。

3 前項に規定する職員数の基準日は、直近4月1日現在の在籍数によるものとする。

(地域活動会費)

第6条 正会員及び賛助会員の地域活動会費は別記表3に定める金額とする。

(特別会費)

第7条 特別会費の額及び納入期日は、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。

(納入期日)

第8条 第3条の通常会費は、毎年当該年度分を7月末までに納入しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、これを分納することができる。

(年度途中入会)

第9条 年度途中の入会者に対する会費は基本会費とし、その徴収は4月から9月までの入会者は年額、10月以降の入会者については月割計算とし、入会の月分から徴収する。

(会費の減免)

第10条 激甚災害の被災、感染症のまん延など、極めて特別な事情が生じた場合、会費もしくはその一部を減免することができる。その期間及び金額については理事会に諮って決定する。

附 則

1. この規程は、社団法人日本造園コンサルタント協会設立許可のあった日から施行する。
1. この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。(昭和 63 年 5 月 24 日総会議決)
1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(平成 12 年 5 月 26 日総会議決)
ただし、算定基準については、平成 13 年度会費徴収より適用する。
1. この規程は、平成 13 年 5 月 15 日から施行する。(平成 13 年 5 月 15 日総会議決)
1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(平成 17 年 5 月 20 日総会議決)
1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(平成 22 年 5 月 26 日総会議決)
1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(平成 25 年 5 月 30 日総会議決)
1. この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。(令和 2 年 5 月 29 日総会議決)
1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(令和 3 年 5 月 28 日総会議決)

別 記

(第 4 条、5 条、6 条関係)

表 1 基本会費額 (年額)

正会員		賛助会員	
職員数 4 名以上	職員数 3 名以下	法人・団体	個人
240,000 円	120,000 円	180,000 円	10,000 円

表 2 正会員の職員数割会費 (年額)

職員数が 10 名以上の場合	職員数が 10 名未満の場合
2,500 円／一人当たり	0 円

表 3 地域活動会費額 (年額)

所属地域	正会員	賛助会員
北海道支部	20,000 円	20,000 円
東北支部	20,000 円	20,000 円
関東支部	20,000 円	20,000 円
中部支部	50,000 円	50,000 円
関西支部	30,000 円	50,000 円
九州支部	27,500 円	27,500 円

以 上